

## 南城市シェアサイクル実証事業委託業務仕様書

### 1 目的

本業務は「南城市地域公共交通計画」及び「南城市観光交通実施計画」に基づき、Nバスやおでかけなんじいを補完する公共交通としてシェアサイクルを導入する。導入に伴い時間にとらわれない新たな交通体系の構築を図ることで、点在する観光資源を効果的に周遊することが可能となり本市が目指す「暮らすような旅」を提供する滞在型の観光促進を目的としてシェアサイクル実証を行うものである。

### 2 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

※運用開始日は、令和8年8月予定とする。

### 3 業務内容

本市が購入する電動アシスト付き自転車（以下「自転車」という。）は、15台とし、サイクルステーション8か所に配置するものとする。その仕様については以下のとおり。

#### （1）自転車の導入

導入する自転車は、安全性、操作性、耐久性に優れ、バッテリー性能については、長時間の観光周遊に十分対応でき1回のフル充電で走行可能な目安距離等を提案書に明記し、以下のものを導入すること。

①自転車15台

②自転車交換用バッテリー15台

③自転車15台に係る付属品（カゴ、キックスタンド、泥除け）

④シェアサイクル運用に必要な自転車15台への装備品

⑤関係法令に基づき、事業に供する自転車へ十分な損害保険及び賠償責任保険を付保する等、利用者が安全に利用できる環境を整備

#### （2）南城市内におけるサイクルステーションの設置

##### ①本市内8カ所にサイクルステーションの設置

・設置場所は、南城市役所、馬天入口バス停付近、斎場御嶽付近、百名バスターミナル付近、新原ビーチ付近、奥武島バス停付近、おきなわワールド付近、船越バス停付近を想定しているがその他利便性が高まる場所の提案がある場合は、提案を行い本市と協議の上決定するものとする。また、利用実績に応じて設置場所を変更できるものとする。

・8か所以外に、受託者は事前に本市の承諾を得て、民有地等にサイクルステーションの新設を行うことも可能とし、その場合の新設に係る費用負担及び土地管理者との協議等はすべて事業者の責任を持って行うものとする。

・南城市まつり等本市が実施するイベント等への臨時ステーション設置に関する提案を行うこと。

②利用案内看板（８個）

③ラック（７０個）

④その他サイクルステーション設置に係る付属品

(3) サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整業務

①自転車、サイクルステーションなどを設置する施設の所有者や管理者と円滑な調整を行い、利用環境の構築を行うこと。

②設置に必要なもので、3（2）に示す以外の物品については、受託者が負担し土地所有者や管理者と調整し、整備を進めること。

③設置の調整の際に、土地所有者や管理者以外の者との調整についても、受託者で実施するものとする。ただし、市有地については、本市交通政策課と調整を行うこと。

(4) シェアサイクル利用システムの運用

①本業務で整備する自転車及びラック等が、近隣市町村で導入しているシェアサイクルサービスと相互に乗り入れが可能なシステムを利用すること。

②シェアサイクル利用者が、アプリやWEB等を通して、シェアサイクルの予約、貸出、決済まで行える環境を構築すること。

③多言語対応を必須とし、外国人も利用しやすい環境を構築すること。

(5) サービス周知及び管理業務体制の構築

①シェアサイクルサービスの周知を行うこと。

②シェアサイクルサービスの運営ができる十分な人員体制を整えること。

③自転車やラックなどのメンテナンス体制を整え、軽微な故障や破損については、受託者にて修繕を行い、故障等で利用出来ない自転車がある場合は、本市と協議の上、修繕方法等を決定すること。

④台風等の自然災害によっては、土地所有者や管理者と調整の上、一時的な撤去や物品が飛散するなどの危険を避ける体制を整えること。

⑤本市内で設置するステーションに、週に2日以上15台利用可能な状態で自転車が駐輪されている状態を維持すること。

⑥サイクルステーションにおける自転車の内訳は、本市と協議の上決定し、利用状況に応じて協議を重ねること。

⑦シェアサイクルサービス運用に係る盗難等のトラブル対応や巡回、保守体制を整えること。

(6) 利用実績に応じた分析

以下の項目ごとの分析を提出すること。

①月ごとの利用実績に応じた分析

②月ごとのシェアサイクル利用に応じた分析

③月ごとのステーション間の利用分析

④その他有益となる分析提案など

## (7) 業務実施報告

以下の項目ごとの報告書を提出すること。

- ①業務完了報告書（鏡文）
  - ②シェアサイクル等の本市内における利用環境整備
    - ・本業務で環境整備に準備した物品を整理した書類等
  - ③サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整業務
    - ・サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整経緯資料
- ※時系列で整理すれば足りることとし、細かい調整内容の議事録は必要なし
- ④シェアサイクル利用システムの運用
    - ・利用システムの内容が分かる資料
  - ⑤サービス周知及び管理業務体制の構築
    - ・周知実績
    - ・運営及びメンテナンスなどの体制
  - ⑥ シェアサイクルサービスの月次ごとの利用実績報告
    - ・月、日の利用件数、利用人数
    - ・平均利用時間
    - ・利用金額の金額単位ごとの件数
    - ・本市が購入した自転車、サイクルステーションに係る収支報告書
    - ・シェアサイクル利用開始場所と返却場所を相関させた件数
    - ・その他本市でシェアサイクル活用を進める上で参考となる事項

## (8) その他提案

3（1）～（7）以外にも市に有益な業務内容がある場合提案を行うこと。

## 4 利用料金、収支

### (1) 利用料金

以下の点に留意した料金設定とすること。

- ①利用者に分かりやすい料金設定体系
- ②利便性と採算性が両立する料金設定
- ③利用料金の収受方法については、クレジットカードによる決済をはじめとして、クレジットカードを所持しない人のための多様な決済方法（キャリア決済、QRコード決済等）

### (2) 収支

本市からの委託料及び利用料金等の収入をもとに、独立した事業として自走化に向け運営すること。ただし、収入が支出を上回ることがあった場合は、本市と協議の上取り扱いを決定すること。

## 5 留意事項

### (1) 守秘義務について

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利

用、提供を行ってはならない。また、契約終了後も同様とするものとする。

(2) 品質管理体制について

受託者は、品質管理及び情報セキュリティについて、十分に留意して業務を実施するものとする。

(3) 法令順守について

受託者は、道路交通法その他日本国の法令を遵守し委託業務を実施するものとする。

(4) 業務適用範囲の確認について

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は当該範囲について疑義がある場合は、本市と協議することができる。

(5) 取得財産の管理等について

- ・受託者が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。）の所有権は、発注者が検収又は竣工の検査をした時をもって発注者に帰属するものとし、同時に発注者は、発注者に帰属した所得財産を受託者が使用することを認める。

- ・受託者は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

- ・受託者は、実証事業期間中及び委託期間中においては取得財産又発注者から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産又は発注者から貸与された財産について補修、部品の取替等を行うことにより、現状に回復しなければならない。ただし、必要に応じて発注者と受注者とが協議をして対応を行うこと。

(6) その他事項

契約締結日より令和11年3月31日までの概ね3年間については、シェアサイクルの利用促進を図る実証事業として実施する。ただし、各年度の業務委託契約締結については、履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決及び沖縄振興特別推進市町村交付金の交付決定を条件とするものとする。

また、令和11年4月1日以降は、原則として受託者が自主事業として本市内でシェアサイクル事業の運用を行うこと。ただし、実施方法等については実証事業後に本市と協議の上で実施すること。

## 6 その他

本業務の実施については、本仕様書に記載のない事項であっても通常実施される業務項目は業務の範囲とする。なお、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。